

## 《書類添付のご説明》

塩谷町は、今回の指定廃棄物最終処分場詳細調査候補地に選定されたことにより、改めて、町一丸となって塩谷町の自然を守っていかねばならない責務を感じております。

それは、決して塩谷町だけのためではなく、関東平野の最北端にあり、荒川・那珂川にいたる西荒川・東荒川の源流を有する町、脈々と続く地下水脈の源の町としての責任を感じているからです。

今までの塩谷町の歴史の中で、高原山の自然を破壊し、水源をも汚そうとする開発行為に対して、この水の源を発する高原山の自然を守ろうと幾度も町民による反対運動がありました。そのたびに「この自然を守る町民の心に勝るものはなし」という結果になり、これまでの危機を乗り越えてまいりました。

そして、今また、最大の危機がおとずれています。しかし、塩谷町は関東平野の源流の町としてこの清らかなる名水と地下水を下流域の皆さんに無事届け続けられるように町一丸となって努力しております。

私たちは今回の指定廃棄物の処分問題は明らかな国の判断ミスだと思っています。放射能を拡散させ人々の生活を脅かすことは国際基準にも反する、あってはならない行為です。

国政をあげての大きな権力に、私たちがどれだけ太刀打ちできるかはわかりませんが、今後も町一丸となって力を合わせてがんばってゆく所存でございます。

塩谷町が高原山・尚仁沢湧水をどれだけ大切にしているかをまとめた『塩谷町高原山・尚仁沢湧水保全条例』と、国が本年7月1日に施行した、水の大切さを法律化した『水循環基本法』を添付いたしますのでご参照ください。

### 【添付書類】

- 塩谷町高原山・尚仁沢湧水保全条例
- 水循環基本法



## ○塩谷町高原山・尚仁沢湧水保全条例

(平成26年9月19日条例第23号)

塩谷町は高原山の山麓に位置し、町民は高原山の豊かな自然の恵みの中で、自然と共に暮らしてきた。高原山には、平成18年に国の天然記念物に指定された、樹齢数百年におよぶイヌブナ自然林が広がり、数多くの湧水も湧き出ている。その周辺には、清流に生息する希少な鳥であるヤマセミを代表とする多様な動植物が生息している。このような高原山の稀有な自然は、塩谷町民にとってかけがえのない宝である。

とりわけ高原山の中腹に位置する尚仁沢では、四季を通じて、水温11度前後に一定した清冽な水が、湧水や凍結することなく、絶え間なく、こんこんと湧き出ている。昭和60年、尚仁沢湧水は、「水環境保全状況が極めて優良」であるとして、環境庁より名水百選の認定を受けた。塩谷町では、尚仁沢湧水を飲み水や生活用水にはもちろん、そばや豆腐、日本酒造りなど地域の特産物にも利用し、町の産業を支える重要な資源として活用してきた。また、尚仁沢の清らかな湧水を求めて、町外からも多くの人々が年間を通じて塩谷町を訪れている。

このようなかけがえのない高原山の貴重な自然と尚仁沢をはじめとする湧水の恵みを、現在及び将来の世代が享受できるよう、高原山の自然環境及び湧水の保全にかかる施策を総合的に推進する必要がある。

よって、町民の総意として、本条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、全ての町民が、尚仁沢湧水をはじめとする高原山系の湧水の恵みを将来にわたって享受するために、湧水の水質の保全、湧水の枯渇の防止、湧水を中心とする生物多様性の保全及び湧水の品質に対する社会的評価の維持・増進を図るとともに、それらを通して、湧水と一体となった町の産業振興等に寄与し、もって現在及び将来にわたる町民の健康で文化的な生活を確保することを目的とする。

(町の責務)

第2条 町は、尚仁沢湧水をはじめとする高原山系の湧水の水質の保全、湧水の枯渇の防止、湧水を中心とする生物多様性の保全及び湧水の品質に対する社会的評価の維持・増進に係る施策を実施しなければならない。

(町民等の責務)

第3条 町民は、自ら進んで湧水の水質の保全、湧水の枯渇の防止、湧水を中心とする生物多様性の保全及び湧水の品質に対する社会的評価の維持・増進に努めなければならない。

2 何人も、町が本条例に基づいて実施する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者(国、地方公共団体を含む。以下同じ。)は、町が本条例に基づいて実施する施策に協力しなければならない。

(湧水等保全地域の指定)

第5条 町長は、湧水の水質の保全、湧水の枯渇の防止、湧水を中心とする生物多様性の保全及び湧水の品質に対する社会的評価の維持・増進を図るために、湧水等保全地域を指定することができる。

2 町長は、湧水等保全地域を指定しようとするときは、あらかじめ20日以上

間を定め、湧水等保全地域を示す図書を縦覧に供しなければならない。

- 3 町長は、縦覧の場所及び前項に規定する期間を告示するものとする。
- 4 町長は、第3項に規定する縦覧期間経過後、塩谷町高原山・尚仁沢湧水保全審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。
- 5 町長は、第1項の規定により、湧水等保全地域の指定をしたときは、その旨を直ちに告示するものとする。
- 6 湧水等保全地域の指定は、前項の規定に基づく告示によってその効力を生ずる。
- 7 本条の規定は、湧水等保全地域を変更し、又は解除しようとする場合についても準用する。

（利害関係者の意見陳述）

第6条 事業者、土地の所有者、町民等、湧水等保全地域の指定に関し利害関係を有する者（以下「利害関係者」という。）は、審議会において関係資料を提出し、意見を述べることができる。

- 2 審議会は、利害関係者が多数の場合は、意見陳述に代えて書面の提出を求めることができる。

（事業活動に関する許可及び措置等）

第7条 事業者は、湧水等保全地域内において、第4項に基づく許可を受けるまでは、当該地域内で、別表に定める事業活動（施設設置のために必要な工事を含む。以下同じ。）を行ってはならない。

- 2 湧水等保全地域において、別表に定める事業活動を行おうとする事業者は、予め町長に対し、規則で定める図書を添付した許可申請書（以下「許可申請書」という。）を提出しなければならない。
- 3 前項の事業者が、前項の許可申請書を提出するときは、町民に対し、当該事業の計画及び内容を周知させるため、説明会の開催その他の措置をとらなければならない。
- 4 町長は、第2項の規定による許可申請書を受理したときは、審議会の意見を聴き、当該事業活動の許可又は不許可を決定し、事業者に対し速やかに通知するものとする。
- 5 町長は、以下の基準を満たす事業活動については、これを許可をする。
  - (1) 町民の健康及び生活環境上の支障をきたすおそれがないこと。
  - (2) 規則で定める水質の確保を阻害するおそれがないこと。
  - (3) 湧水の枯渇のおそれがないこと。
  - (4) 湧水を中心とする生物多様性に著しい影響を及ぼすおそれがないこと。
  - (5) 尚仁沢湧水をはじめとする高原山系の湧水の品質に対する社会的評価を低下させるおそれがないこと。
  - (6) 町民との協議を経ていること。
  - (7) その他規則で定めるもの
- 6 本条の規定は、事業を行う施設の構造若しくは規模又は事業の範囲を変更しようとするものについて準用する。

（事業者の意見陳述等）

第8条 前条の規定に基づき許可申請書を提出した事業者は、審議会において関係資料を提出し、意見を述べるができる。

- 2 審議会は、許可申請書を提出した事業者に対し、関係資料の提出及び意見を求めることができる。

(許可申請書の公開)

第9条 町長は、第7条に基づく許可申請書を受理したときは、その許可申請書を同条第4項に基づき通知するまでの間、縦覧に供しなければならない。

- 2 町民は、許可申請書が公開された後、審議会に対し、関係資料を提出し、意見を述べるることができる。
- 3 事業者は、前項に規定する町民の意見に関する審議会からの照会に応じなければならない。

(既設事業者の取扱い)

第10条 湧水等保全地域の指定の以前から当該地域内において別表に定める事業活動を行っている者（以下「既設事業者」という。）は、当該地域指定の効力が生じた時から60日以内に、町長に対し、規則で定める事項を届け出なければならない。

(事業者の水質・水量基準遵守義務)

第11条 許可を受けた事業者及び既設事業者（以下「許可を受けた事業者等」という。）は、規則で定める水質及び水量に関する基準を遵守しなければならない。

- 2 許可を受けた事業者等は、事業場の排水等について、規則で定めるところにより、水質検査結果及び使用水量を町長に報告しなければならない。
- 3 許可を受けた事業者等が指定地域内での事業活動を終了した場合は、速やかに町長に届け出なければならない。

(報告及び立入検査)

第12条 町長は、許可を受けた事業者等に対し、必要と認める場合には、湧水の利用状況等に関し報告を求め、その職員若しくは町長の指定する者をして施設に立入り、取水及び排水等の検査をさせることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、許可を受けた事業者等に提示しなければならない。

(承継)

第13条 許可を受けた事業者等から、第7条の申請に係る事業場を譲受け又は借受けた者及び相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該許可を受けた事業者等の地位を承継する。

- 2 前項の規定により地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に町長に届出をしなければならない。

(改善命令)

第14条 町長は、許可を受けた事業者等が第11条第1項に定める基準に違反した場合、その他湧水を中心とする生物多様性に著しい影響を及ぼすおそれがある場合又は湧水の品質に対する社会的評価が低下するおそれがある場合は、当該許可を受けた事業者等に対し、相当な改善策の実施を命じることができる。

(指導)

第15条 町長は、許可を受けた事業者等に対し、湧水の利用について、必要な指導又は助言を行うことができる。

(勧告)

第16条 町長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、その者に対し、期限を

定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- (1) 第7条第4項による許可を受けずに事業活動を行う者
- (2) 第10条による届出をせず、又は虚偽の届出をした者  
(中止命令等)

第17条 町長は、前条の勧告に従わずに事業活動を行う者に対し、当該事業活動の中止を命じることができる。

2 前項による中止命令と併せて又はこれに代えて、当該事業者に対し、相当の期間を定めて施設の撤去等の原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合にこれに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命じることができる。

(措置要請)

第18条 町長は、町の行政区域外において別表に定める事業活動を行おうとする者があることを知り、尚仁沢の湧水等保全のために当該地域における適切な措置を講ずる必要があると認めたときは、関係地方公共団体に対しその措置を要請するものとする。

(審議会の設置)

第19条 尚仁沢をはじめとする高原山系の湧水の水質の保全、湧水の枯渇の防止、湧水を中心とする生物多様性の保全及び湧水の品質に対する社会的評価の維持・増進のため、町長の附属機関として、審議会を設置する。

2 審議会は、尚仁沢湧水をはじめとする高原山系の湧水の水質の保全、湧水の枯渇の防止、生物多様性の保全及び湧水の品質に対する社会的評価の維持・増進のために重要な事項について、調査及び審議する。

3 審議会は、前項の調査及び審議において、参考人を招致して意見を求めることができる。

4 この条例に定めるもののほか、審議会に関して必要な事項は規則で定める。

(委任)

第20条 本条例に定めるもののほか、本条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(公表)

第21条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者があるときは、その旨を公表することができる。

- (1) 第7条第4項による許可をとらずに事業活動を行った者
- (2) 第10条による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (3) 第14条による改善命令に従わない者
- (4) 第17条第1項又は第2項による命令に従わない者

2 町長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、同項に規定する者に弁明の機会を与えなければならない。

## 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 町長は、本条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

別表(第7条、第10条、第18条関係)

事業活動
1 廃棄物等（循環型社会形成推進基本法第2条第2項に規定する「廃棄物等」及び放射性物質に汚染された廃棄物等をいう）の処理事業
2 採石業
3 畜産農業又はサービス業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの (1) 豚房施設（豚房の総面積が50平方メートル未満の事業場に係るものを除く） (2) 牛房施設（牛房の総面積が200平方メートル未満の事業場にかかるものを除く） (3) 養鶏施設（鶏の羽数が2000羽未満の事業場にかかるものを除く）
4 食料・飲料水製造業
5 生コンクリート製造業
6 砂利砕石業
7 ゴルフ場
8 し尿処理施設（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。）
9 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法第17条第1項の規定による指定に係る廃棄物の処分場の設置
10 上記以外で町長が審議会の意見を聞き、特に必要と認めたもの





## 水循環基本法について

### 1. 経緯

- 3月20日（木） 参議院本会議を全会一致で議了
- 3月27日（木） 衆議院本会議を全会一致で議了
- 4月 2日（水） 「水循環基本法」の公布
- 5月20日（火） 水循環政策担当大臣の特定  
及び水循環政策本部事務局設立準備室の設置
- 7月 1日（火） 法律の施行  
・水循環政策本部発足、水循環政策本部事務局設置
- 8月 1日（金） 水の日（法定）

### 2. 法律のポイント

#### (1) 基本理念（第3条）

- ① 水は、水循環の過程において、地球上の生命を育み、国民生活及び産業活動に重要な役割
- ② 水が国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いもの
- ③ 健全な水循環の維持または回復のための取り組みの推進
- ④ 流域として総合的かつ一体的な管理
- ⑤ 水循環に関する国際的協調

#### (2) 定義（第2条）

【水循環】水が、蒸発、降下、流下又は浸透により、海域等に至る過程で、地表水、地下水として河川の流域を中心に循環すること。

【健全な水循環】人の活動と環境保全に果たす水の機能が適切に保たれた状態での水循環。

#### (3) 水循環基本計画（第13条）

政府は、水循環に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、水循環基本計画を定める。

#### (4) 水循環政策本部（第22条～第31条）

水循環に関する施策を集中的かつ総合的に推進するため、内閣に水循環政策本部を置き、当該本部の長には、内閣総理大臣を充てる。

#### (5) その他

- ① 年次報告（第12条） 国会報告
- ② 水の日（第10条） 水の日を8月1日

# 水循環基本法の概要

## 目的 (第1条)

水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進し、もって健全な水循環を維持し、又は回復させ、我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に寄与すること

## 1. 水循環

→水が、蒸発、降下、流下又は浸透により、海域等に至る過程で、地表水、地下水として河川の流域を中心に循環すること

## 2. 健全な水循環

→人の活動と環境保全に果たす水の機能が適切に保たれた状態での水循環

## 基本理念 (第3条)

### 1. 水循環の重要性

水については、水循環の過程において、地球上の生命を育み、国民生活及び産業活動に重要な役割を果たしていることに鑑み、健全な水循環の維持又は回復のための取組が積極的に推進されなければならないこと

### 2. 水の公共性

水が国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いものであることに鑑み、水については、その適正な利用が行われるとともに、全ての国民がその恵沢を将来にわたって享受できることが確保されなければならないこと

### 3. 健全な水循環への配慮

水の利用に当たっては、水循環に及ぼす影響が回避され又は最小となり、健全な水循環が維持されるよう配慮されなければならないこと

### 4. 流域の総合的管理

水は、水循環の過程において生じた事象がその後の過程においても影響を及ぼすものであることに鑑み、流域に係る水循環について、流域として総合的かつ一体的に管理されなければならないこと

### 5. 水循環に関する国際的協調

健全な水循環の維持又は回復が人類共通の課題であることに鑑み、水循環に関する取組の推進は、国際的協調の下に行われなければならないこと

○国・地方公共団体等の責務 (第4条～第7条)

○関係者相互の連携及び協力 (第8条)

○施策の基本方針 (第9条)

○水の日 (8月1日) (第10条)

○法制上の措置等 (第11条)

○年次報告 (第12条)

## 水循環基本計画 (第13条)

### 基本的施策 (第14条～第21条)

1. 貯留・涵養機能の維持及び向上
2. 水の適正かつ有効な利用の促進等
3. 流域連携の推進等
4. 健全な水循環に関する教育の推進等
5. 民間団体等の自発的な活動を促進するための措置
6. 水循環施策の策定に必要な調査の実施
7. 科学技術の振興
8. 国際的な連携の確保及び国際協力の推進

### 水循環政策本部 (第22条～第30条)

○水循環に関する施策を集中的かつ総合的に推進するため、内閣に水循環政策本部を設置

- ・水循環基本計画案の策定
- ・関係行政機関が実施する施策の総合調整
- ・水循環に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整

組織

本部長 : 内閣総理大臣  
副本部長 : 内閣官房長官  
水循環政策担当大臣  
本部員 : 全ての国务大臣

# 水循環基本法（平成二十六年法律第十六号）

## 目次

### 前文

#### 第一章 総則（第一条—第十二条）

#### 第二章 水循環基本計画（第十三条）

#### 第三章 基本的施策（第十四条—第二十一条）

#### 第四章 水循環政策本部（第二十二条—第三十一条）

### 附則

水は生命の源であり、絶えず地球上を循環し、大気、土壌等の他の環境の自然的構成要素と相互に作用しながら、人を含む多様な生態系に多大な恩恵を与えてきた。また、水は循環する過程において、人の生活に潤いを与え、産業や文化の発展に重要な役割を果たしてきた。

特に、我が国は、国土の多くが森林で覆われていること等により水循環の恩恵を大いに享受し、長い歴史を経て、豊かな社会と独自の文化を作り上げることができた。

しかるに、近年、都市部への人口の集中、産業構造の変化、地球温暖化に伴う気候変動等の様々な要因が水循環に変化を生じさせ、それに伴い、渇水、洪水、水質汚濁、生態系への影響等様々な問題が顕著となってきた。

このような現状に鑑み、水が人類共通の財産であることを再認識し、水が健全に循環し、そのもたらす恵沢を将来にわたり享受できるよう、健全な水循環を維持し、又は回復するための施策を包括的に推進していくことが不可欠である。

ここに、水循環に関する施策について、その基本理念を明らかにするとともに、これを総合的かつ一体的に推進するため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この法律は、水循環に関する施策について、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、並びに水循環に関する基本的な計画の策定その他水循環に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、水循環政策本部を設置することにより、水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進し、もって健全な水循環を維持し、又は回復させ、我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に寄与することを目的とする。

### （定義）

第二条 この法律において「水循環」とは、水が、蒸発、降下、流下又は浸透により、海域等に至る過程で、地表水又は地下水として河川の流域を中心に循環することをいう。

2 この法律において「健全な水循環」とは、人の活動及び環境保全に果たす水の機能が適切に保たれた状態での水循環をいう。

### （基本理念）

第三条 水については、水循環の過程において、地球上の生命を育み、国民生活及び産業活動に重要な役割を果たしていることに鑑み、健全な水循環の維持又は回復のための取組が積極的に推進されなければならない。

2 水が国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いものであることに鑑み、水については、その適正な利用が行われるとともに、全ての国民がその恵沢を将来にわたって享受できることが確保されなければならない。

3 水の利用に当たっては、水循環に及ぼす影響が回避され又は最小となり、健全な水循環が維持されるよう配慮されなければならない。

4 水は、水循環の過程において生じた事象がその後の過程においても影響を及ぼすものであることに鑑み、流域に係る水循環について、流域として総合的かつ一体的に管理されなければならない。

5 健全な水循環の維持又は回復が人類共通の課題であることに鑑み、水循環に関する取組の推進は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、水循環に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、水循環に関する施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、その事業活動に際しては、水を適正に利用し、健全な水循環への配慮に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する水循環に関する施策に協力する責務を有する。

(国民の責務)

第七条 国民は、水の利用に当たっては、健全な水循環への配慮に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する水循環に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協力)

第八条 国、地方公共団体、事業者、民間の団体その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

(施策の基本方針)

第九条 水循環に関する施策は、有機的連携の下に総合的に、策定され、及び実施されなければならない。

(水の日)

第十条 国民の間に広く健全な水循環の重要性についての理解と関心を深めるようにするため、水の日を設ける。

2 水の日は、八月一日とする。

3 国及び地方公共団体は、水の日趣旨にふさわしい事業を実施するように努めなければならない。

い。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十二条 政府は、毎年、国会に、政府が水循環に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

## 第二章 水循環基本計画

第十三条 政府は、水循環に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、水循環に関する基本的な計画（以下「水循環基本計画」という。）を定めなければならない。

2 水循環基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 水循環に関する施策についての基本的な方針

二 水循環に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

三 前二号に掲げるもののほか、水循環に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、水循環基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、水循環基本計画を公表しなければならない。

5 政府は、水循環に関する情勢の変化を勘案し、及び水循環に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、水循環基本計画の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。

6 第三項及び第四項の規定は、水循環基本計画の変更について準用する。

7 政府は、水循環基本計画について、その実施に要する経費に関し必要な資金の確保を図るため、毎年度、国の財政の許す範囲内で、これを予算に計上する等その円滑な実施に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

## 第三章 基本的施策

(貯留・涵養機能の維持及び向上)

第十四条 国及び地方公共団体は、流域における水の貯留・<sup>かん</sup>涵養機能の維持及び向上を図るため、雨水浸透能力又は水源涵養能力を有する森林、河川、農地、都市施設等の整備その他必要な施策を講ずるものとする。

(水の適正かつ有効な利用の促進等)

第十五条 国及び地方公共団体は、水が国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いものであることに鑑み、水の利用の合理化その他水を適正かつ有効に利用するための取組を促進するとともに、水量の増減、水質の悪化等水循環に対する影響を及ぼす水の利用等に対する規制その他の措置を適切に講ずるものとする。

(流域連携の推進等)

第十六条 国及び地方公共団体は、流域の総合的かつ一体的な管理を行うため、必要な体制の整備を図ること等により、連携及び協力の推進に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、流域の管理に関する施策に地域の住民の意見が反映されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(健全な水循環に関する教育の推進等)

第十七条 国は、国民が健全な水循環の重要性についての理解と関心を深めるよう、健全な水循環に関し、学校教育及び社会教育における教育の推進、普及啓発等のために必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動を促進するための措置)

第十八条 国は、事業者、国民又はこれらの者の組織する民間の団体が自発的に行う、健全な水循環の維持又は回復に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(水循環施策の策定に必要な調査の実施)

第十九条 国は、水循環に関する施策を適正に策定し、及び実施するため、水循環に関する調査の実施及び調査に必要な体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(科学技術の振興)

第二十条 国は、健全な水循環の維持又は回復に関する科学技術の振興を図るため、試験研究の体制の整備、研究開発の推進及びその成果の普及、研究者の養成その他の必要な措置を講ずるものとする。

(国際的な連携の確保及び国際協力の推進)

第二十一条 国は、健全な水循環の維持又は回復が地球環境の保全上重要な課題であることに鑑み、健全な水循環の維持又は回復に関する国際的な連携の確保及び水の適正かつ有効な利用に関する技術協力その他の国際協力の推進に必要な措置を講ずるものとする。

#### 第四章 水循環政策本部

(設置)

第二十二条 水循環に関する施策を集中的かつ総合的に推進するため、内閣に、水循環政策本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十三条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 水循環基本計画の案の作成及び実施の推進に関すること。
- 二 関係行政機関が水循環基本計画に基づいて実施する施策の総合調整に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、水循環に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。

(組織)

第二十四条 本部は、水循環政策本部長、水循環政策副本部長及び水循環政策本部員をもって組織する。

(水循環政策本部長)

第二十五条 本部長は、水循環政策本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(水循環政策副本部長)

第二十六条 本部に、水循環政策副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、内閣官房長官及び水循環政策担当大臣（内閣総理大臣の命を受けて、水循環に関する施策の集中的かつ総合的な推進に関し内閣総理大臣を助けることをその職務とする国務大臣をいう。）をもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(水循環政策本部員)

第二十七条 本部に、水循環政策本部員（以下「本部員」という。）を置く。

2 本部員は、本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てる。

(資料の提出その他の協力)

第二十八条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(事務)

第二十九条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

(主任の大臣)

第三十条 本部に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(政令への委任)

第三十一条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

2 本部については、この法律の施行後五年を目途として総合的な検討が加えられ、その結果に基

づいて必要な措置が講ぜられるものとする。